

承認第11号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月28日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年5月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市国民健康保険条例の一部を改正する条例

つくば市国民健康保険条例（昭和63年つくば市条例第90号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

- 4 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。次項、附則第7項及び附則第8項において同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（以下「支給基準日」という。）以後の日で、そ

の労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 5 傷病手当金の額は、1日につき、支給基準日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げて得た額）の3分の2に相当する額（その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げて得た額）とする。ただし、その額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げて得た額）の3分の2に相当する額（その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げて得た額）を超えるときは、当該額とする。
- 6 傷病手当金の支給期間は、支給基準日から起算して1年6月を超えないものとする。
（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）
- 7 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が附則第5項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 8 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と

傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

9 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第4項から第9項までの規定は、支給基準日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。

つくば市国民健康保険条例（昭和63年つくば市条例第90号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>1 3（略）</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u></p> <p>4 <u>給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をい</u> <u>い、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。次項、附</u> <u>則第7項及び附則第8項において同じ。）の支払を受けている被保険者が療養の</u> <u>ため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平</u> <u>成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症</u> <u>（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症</u> <u>状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被</u> <u>保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日</u> <u>から起算して3日を経過した日（以下「支給基準日」という。）以後の日で、そ</u> <u>の労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日につ</u> <u>いて、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>5 <u>傷病手当金の額は、1日につき、支給基準日の属する月以前の直近の継続した</u> <u>3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（その額に5円未</u> <u>満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこ</u> <u>れを10円に切り上げて得た額）の3分の2に相当する額（その額に50銭未満の端</u> <u>数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1</u> <u>円に切り上げて得た額）とする。ただし、その額が健康保険法第40条第1項に規</u> <u>定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（そ</u> <u>の額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数が</u></p>	<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>1 3（略）</p>

あるときはこれを10円に切り上げて得た額)の3分の2に相当する額(その額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げて得た額)を超えるときは、当該額とする。

6 傷病手当金の支給期間は、支給基準日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

7 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が附則第5項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

8 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

9 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。